

1. 会合名	第40回理事会
2. 日時	平成30年6月14日(木) 午後4時～5時15分
3. 議案	<p>第1号議案 平成29年度事業報告及び収支決算案について</p> <p>第2号議案 平成29年度紛争解決業務等実施状況の検証について</p> <p>第3号議案 平成30年度事業計画案及び収支予算案について</p> <p>第4号議案 任期満了に伴う役員を選任及び理事長並びに専務理事の選任について</p> <p>第5号議案 通常総会の開催について</p> <p>第6号議案 あっせん委員の選任について</p> <p>第7号議案 運営審議委員会委員の選任について</p> <p>第8号議案 正会員の入会について</p> <p>第9号議案 その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 平成29年度事業報告及び収支決算案について</p> <p>2. 平成29年度紛争解決業務等実施状況の検証について</p> <p>議長は、第1号議案及び第2号議案については関連していることから、一括での説明を求め、第1号議案 平成29年度事業報告及び収支決算案については青木専務理事から説明が行われ、平成29年度紛争解決業務等実施状況の検証については事務局から説明があり、また、坂井監事より、定款第16条第4項に基づき、平成29年度における業務執行の状況及び財産の状況について監査した結果、監査報告書のとおり、業務報告に関する書類及び決算に関する書類はいずれも正しく記載されており、また、不正の行為や法令等に違反する重大な事実は認められないとの報告があった。</p> <p>これを全員に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成29年度紛争解決業務等実施状況の検証について」に関し、利用者アンケート調査で寄せられた主な意見等において、好意的な意見もあるのだが、一個人のものであるが「あっせん委員が実際に株の売買を自分で行った経験もなく、法律的な解釈だけで判断するようなことではあっせんの場を設ける意味がないと感じた。」というネガティブなフィードバックに対し、それをどのように生かし、対応するのか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ あっせん業務研究会の場で御披露させていただいて、あっせん委員の方々と共有させていただいている。 ・ 「平成29年度紛争解決業務等実施状況の検証について」に関し、あっせんの和解率が60%に向上しているが、何か理由はあるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 個々のあっせんについては、あっせん委員が双方に事情聴取して、1つずつ丁寧にやっていただいております、必ずしも固有の理由があるかという点と定か

なものはない。証券会社ごとに見ると全社ではないが、前年度と比較すると平成 29 年度は和解率が上昇している証券会社が散見される。

3. 平成 30 年度事業計画案及び収支予算案について

平成 30 年度事業計画及び収支予算案について青木専務理事から説明があり、原案どおり承認された。

4. 任期満了に伴う役員の選任及び理事長並びに専務理事の選任について

任期満了に伴う役員の選任及び理事長並びに専務理事の選任について、青木専務理事から説明があり、原案どおり承認された。

5. 通常総会の開催について

通常総会の開催について、青木専務理事から説明があり、原案どおり承認された。

6. あっせん委員の選任について

あっせん委員の選任について、事務局から説明があり、原案どおり承認された。

【主な意見等】

- ・ 以前の理事会においても、女性のあっせん委員を多く入れたほうがよろしいのではないかというお話をさせていただいている。相談者の半数近くが女性であることもあり、また、コーポレートガバナンス・コードでは、各社に女性の役員を入れなさいということを明示的に言っている。あっせん委員の中で東京地区は女性が 1 人と偏っており、後任の方に御推薦いただくときに、もう少し何かできないのか。例えば、選任基準の中に一文を入れるとか、東京・大阪地区は 1 年に 1 名程度の交代を図ることを目安としているので、在任期間の長い方を交代させて女性の方を入れるなどの工夫をしても良いのではないか。

⇒ 大阪のあっせん委員 6 名が全て男性ということもあり、今回、前任の方に御推挙いただくにあたって、当方からは女性をという願いはしたが、結果としては男性となった。御指摘いただいたことについては、今後、検討させていただく。

7. 運営審議委員会委員の選任について

運営審議委員会委員の選任について、青木専務理事から説明があり、また、議長より委員長及び副委員長の選任についての発言があり、原案どおり承認された。

8. 正会員の入会について

正会員の入会について、青木専務理事から説明があり、原案どおり承認された。

9. その他

VIXインバースETNに関して発生した事象、相談・苦情・あっせん申立ての状況について、青木専務理事から説明が行われた。

【主な意見等】

- ・ 同一の有価証券のトラブルの場合には、個々の状況で説明義務がどこまであったのか、適合性の面がどれだけ配慮されていたのかという個々の事情はもちろん違うが、あっせんの結果がばらばらになり過ぎるのもおかしい。こういう事件は、あっせんを行うに当たってはあっせん委員を含めそれらの情報をお互いに共有しながら、しかし、個々の事件については最も適正なあっせんの解決ができるように、研究会とか打合会というようなものを開くようなこともお考えいただきたい。

⇒ 御指摘のとおり、バランスのとれたあっせんを実現したいと思っている。

あっせん委員は個々に独立しているので、判断はそれぞれであるが、近々、担当いただくあっせん委員の方々にお集まりいただき、ある程度認識を共有していきたいと考えている。また、夏にはあっせん委員の方々に参加いただくあっせん業務研究会があり、そういった場でも説明させていただく予定である。

以 上